

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

平成30年5月22日

【開催日】 平成30年5月22日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時47分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部】

副市長	古川博三	大学推進室長	大谷剛士
大学推進室副室長	榎坂昌歳	大学推進室技監	泉本憲之
大学推進室室長補佐	山本玄	大学推進室主任主事	尼崎幸太
建築住宅課技師	藤重智典	監理室長	柴田直幸

【事務局出席者】

局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
----	-----	------	-------

【付議事項】

- 承認第9号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 承認第10号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）

- 3 承認第11号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）
請負契約の一部変更に関する専決処分について （大学）
- 4 承認第12号 山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主体工事）請
負契約の一部変更に関する専決処分について （大学）
- 5 承認第13号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）
請負契約の一部変更に関する専決処分について （大学）
- 6 報告事項 指名停止事案の発生報告について （監理室）

午後1時 開会

高松秀樹委員長 ただいまより山口東京理科大学調査特別委員会を開会します。

大谷大学推進室長 承認第9号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、御説明します。山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）については、平成29年度に完了することとしていましたが、平成29年度内に工事の完了が困難となったことから、工期を平成30年3月31日から平成30年5月19日まで延長することとし、工期の延長に伴い、工期に連動して算定しています共通仮設費等の諸経費が増額となりましたので、当該工事に係る請負契約の一部変更を行ったものです。当該請負契約の変更については、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるべきところですが、工期の設定、金額の精査及び諸手続に時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付けで専決処分を行ったものです。この変更により、変更前の契約金額23億4,682万9,200円を1,556万2,800円増額し、変更後の契約金額は23億6,239

万2,000円となっています。なお、契約金額の変更に伴う予算措置については、先の3月定例会において、繰越明許費の補正予算を議案として提出させていただき、議決をいただいています。当該請負契約の変更については、本来であれば、3月定例会に補正予算とともに議案として提出し、議決をいただかなければなりませんでしたが、会期中に議案として提出することができませんでしたので、このたび、専決処分の承認議案として提出させていただきました。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いたします。

高松秀樹委員長 それでは委員の質疑を受けます。

山田伸幸委員 このたび変更が出たんですが、これに伴って当初の計画に比べてどの程度変更が必要になったのか、それを示していただきたいと思います。

大谷大学推進室長 当初の金額としましては21億7,080万円で本契約を結びまして、その後、今回まで4回ほど変更しています。第1回目の変更については、昨年9月に行っていて、山留め工事とそれに伴う土質改良の工事のため増額をしています。この増額が1億3,129万5,600円で、第1回の変更によりまして、21億7,080万円が23億209万5,600円となっています。その次、第2回の変更としましては、指定確認検査機関からの防火上の指摘、これが層間区間の工事、大学要望でホール照明等の追加、設計内訳書からの漏れ等です。これが第2回の変更でして、こちらのほうが今年の2月に変更しています。増額分が4,473万3,600円、契約金額が23億4,682万9,200円となっています。そして、第3回目の変更ですが、この変更については、工期を3月31日までに延ばすということで金額の変更等はありませんでした。そして第4回目は、先ほど御説明した工期延長に伴う共通仮設等の諸経費の増額ということで工期を3月31日から5月19日までの変更になっています。当初21億7,080万円の金

額が最終的には23億6,239万2,000円に増額をしています。

高松秀樹委員長　ほか質疑はありますか。

奥良秀委員　以前B4のほうで何回何回というような契約変更でやられていると思うんですけど、そういう書類っていうのは今回出されないんですか。口頭だけでは分かりにくいと思うんですが、どうでしょうか。

大谷大学推進室長　今回、御用意していますのは、それぞれの各承認議案の増減の書類だけです。全体の計画ということですね。今、コピーのお時間をいただければ、準備させていただきたいと思います。

高松秀樹委員長　では、コピーをお願いします。その間、ほかの委員の質疑を求めます。

奥良秀委員　今、計算してみたら大体約10パーセント、当初の設計金額よりも上がっている状況なんですけど、こういったことは本市では今まであったんでしょうか。

榎坂大学推進室副室長　本市発注公共事業については、3割程度までの増工があった工事はあります。

奥良秀委員　この21億という金額の3割程度っていうのはどのぐらいの金額のことでしょうか。

榎坂大学推進室副室長　公共工事が今3割程度って言いましたけども、これは3割超えれば変更契約ではなくて、別の工事を立てて発注するというルールがあります。本市ではその3割以内であれば、工事の増額で従来の工事を増やして、そのまま変更契約で額を上げて工事を進めるというふうにしています。

奥良秀委員 意味が違います。要は今回、この理科大のA棟の工事で2億何がしか追加金額が増えていますが、これだけの追加が本市ではあったんでしょうかっていうことを聞きたい。

榎坂大学推進室副室長 即答することはできませんけれども、本体工事に比べて、発注は20数億円ですので、割合からいうと3割以内の変更は、あることではあると考えています。

山田伸幸委員 奥委員が言っていたのはそういうことではなくて、今回理科大に関しては特別に頻繁に金額が変更される、追加工事があるということに変更されてきたんだけど、これまでにこのような例があるのかということを知っていると思うんですが、そんなに変更工事が必要となるような公共工事ってあるんですかね。

榎坂大学推進室副室長 公共工事では変更することはあります。このようなことで、今まで主に仮設工とかの関係で矢板が増えたとかはあります。

奥良秀委員 ですから、変更があるのは分かるんですよ。要は金額自体が太いじゃないですか。今回なんかでも21億円、A棟があって、今トータル23億円ぐらいになっていると思うんですよ。プラスマイナスで言えば2億円ぐらい。この2億っていうのは、この山陽小野田市始まって一つの工事で2億円プラスっていうのはあったんでしょうかって聞いています。あったのかないのかを言ってもらえればいいです。

大谷大学推進室長 今ここでは他の事業について、どれだけ増えたかは、資料等がないのでお答えしかねます。

古川副市長 建築工事でこのような20億円を超える工事は今までになかったと記憶しています。しかしながら、一般会計ではありませんので詳細は分

かりませんが、病院の建設では、結構大きな金額で大きな増工があったやに記憶しています。

山田伸幸委員 それにしても、今回いろいろな建設事業が行われてきたんですけど、今回一つだけ減額っていうのはあるんですけど、これだけ頻繁に増額変更っていうのは異常ではないですか。設計段階から何か設計がもともと問題だと指摘されているんですが、私も設計変更とか工事の途中で金額を上回ってきたとか余り経験がないですよ。しかも2,000万を必ず超えているっていうのは異常事態ではないかと言いたいわけですけど、どうでしょうか。問題ない範囲と考えるおられるんですか。

榎坂大学推進室副室長 もともとの発注額が大きいということは、それほどいろんな工事にわたって数量が多いということです。現場を進める上で、当初の設計と変わったところについては、私のほうに協議が挙がってきて、必要事項であれば認めて変更増となります。変更増もありますけども変更減ということもあります。

高松秀樹委員長 ほかにありませんか。せつかく今資料を頂いているので、それを踏まえた質疑があれば。

藤岡修美副委員長 承認第9号の資料から。このたびの増工は、その他の諸経費で共通仮設・現場管理費等1,600万円ということなんですけども、建築の積算がよく分からないんですが、工期が延びたことにより仮囲い等々の増額ではないかという気がするんですけど、これは率計算ですか。それとも積上げによってこういう金額になったんですか。

大谷大学推進室長 このたびの増工については、国の積算基準に基づいて、公共建築工事共通費積算基準というのがございまして、そのなかで工期の影響を受けて設置期間の長短が、仮設建築物、現場事務所とか長くなれば増額になったり、短くなれば減額になったりと工期の影響を受けて、

共通仮設費現場管理費等については、増減いたしますので、その結果、今回3月31日から5月19日まで延びたということでこの基準に当てはめて計算して算出した結果が、今回の増額となっています。

奥良秀委員 この、その他の諸経費の中で共通仮設費と現場管理費等って書いてあるんですが、これは内訳を出せますか。

尼崎大学推進室主任主事 共通仮設費が245万365円です。現場管理費が1,209万182円です。一般管理費が145万9,453円で、合計1,600万円となっています。

山田伸幸委員 現場管理費ということは人件費と捉えていいのでしょうか。

大谷大学推進室長 労務管理費等で現場雇用の労働者の人件費等も該当します。

山田伸幸委員 きちんとした工事がされているかどうかを見る完成検査はいつ実施されて、指摘事項はなかったのかどうか、その点はいかがですか。

榎坂大学推進室副室長 完成検査は5月15日に実施しています。主な指摘事項はありませんでした。

高松秀樹委員長 共通仮設費というのは、どことどの共通なのか。どういう意味なのか。

大谷大学推進室長 共通仮設費に当たりますのは仮設建物費で、管理事務所や現場事務所、倉庫等の経費です。また、工事施設費も含まれており、仮囲い、工事用道路。また、環境安全費として安全管理、合図等の要員の経費、そして動力用の光熱水費で、工事に係る工事用の電気、水道料金等が含まれています。

山田伸幸委員 現場管理費の1, 200万円が人件費ということは、何人役で何日分ということで計算されるものなんですか。

泉本大学推進室技監 この計算については、人役を出すわけではなく、工事費に対して一定の率を掛け、それから算定するようになっています。ですから人工を出すのではなく、そこまでに積み上げてきたものに一定の率を掛けたものが現場管理費となっています。

高松秀樹委員長 一定の率というのは決まっているんですか。

泉本大学推進室技監 決まっています。公共建設工事共通仮設費積算基準で定められています。

山田伸幸委員 共通仮設費と言われますが、現場事務所等は関係なくて、単にあそこの囲いだとか、周辺の整備費とか、そういったものを言うんでしょうか。

泉本大学推進室技監 現場小屋とか全て含んだものとなります。

高松秀樹委員長 つまり、直接工事費以外の全ての経費がここに挙がっているということですね。

山田伸幸委員 延伸することによって、直接工事費には一切関係なかったということよろしいんですか。

泉本大学推進室技監 直接工事費には関係しておらず、建築については工期を経費の中に勘案するようになっています。その分が上積みされて、今の増額になっています。

高松秀樹委員長 だから、工期が延びたことによる経費が計上されているということいいんですね。気になったのが、最後に変更契約額がありま

すよね。A掛ける落札率ですけど、Aというのは消費税も入っているじゃないですか。消費税も入った価格に落札率を掛けるんですか。何となく一般的に考えると、工事価格に落札率を掛けて消費税を足すのかと思っていましたんですけど、違うんですね。

尼崎大学推進室主任主事 当市のやり方は、消費税抜きの工事価格に落札率を乗じて算出したものに、最終的に消費税を掛けて契約額としています。

高松秀樹委員長 でも、Aは消費税が足してあるんじゃないの。1,728万円というのは。工事価格が1,600万円でしょ。消費税相当額が128万円となっていますから、この計算式だったら、Aは消費税込みの価格じゃないんですか。

尼崎大学推進室主任主事 おっしゃるとおりです。今回の資料は便宜的にそういう記載の仕方になっています。

高松秀樹委員長 正しく表記したほうが良かったんじゃないですか。

尼崎大学推進室主任主事 申し訳ありませんでした。

高松秀樹委員長 承認議案に直接関係している数字なので、今の説明が正しければちょっとこの価格が違うんじゃないのかな。消費税を入れて落札率を掛けるんならいいんですけど。

尼崎大学推進室主任主事 1.08を先に掛けるか、後に掛けるかなので、実際は変わらないんですけど、表記の仕方はまずかったと思います。

高松秀樹委員長 変わらないの。変わるんじゃないの。0.08%くらい変わるんじゃないの。計算してないから。

尼崎大学推進室主任主事 先ほどのやり方は税抜き価格に落札率を掛けて、そ

の後に消費税1.08を掛けます。今出ているのは、やり方はまずかったかも知れませんが、先に1.08を掛けて、その後に落札率を掛けておりますので、変わらないということになります。

高松秀樹委員長 今、委員が計算しています。（「変わらない」と呼ぶ者あり）本当。表記の問題ということですね。ほかはいいですか。いいですね。資料の配布をお願いします。

（資料配布）

高松秀樹委員長 資料が配られました。これを見られて質疑があれば。先ほど口頭で言われたことが書いてあるということです。一目瞭然の表が出ていますが、皆さんよろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしで、採決に入ります。承認第9号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、承認に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 賛成多数で承認するものと決しました。次に承認第10号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、執行部の答弁を求めますが、同じような感じですので、先ほど指摘された詳細な事項も含めて、一緒に説明してください。

大谷大学推進室長 承認第10号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、御説明いたします。山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）については、平成29年度に完了することとしていましたが、平成29年度内に工事の完了が困難となったことから、工期を平成30年3

月31日から平成30年5月19日まで延長することとし、工期の延長に伴い、工期に連動して算定しています共通仮設費等の諸経費が増額となりましたので、当該工事に係る請負契約の一部変更を行ったものです。当該請負契約の変更については、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるべきところですが、工期の設定、金額の精査及び諸手続に時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付けで専決処分を行ったものです。この変更により、変更前の契約金額14億839万5,600円を433万800円増額し、変更後の契約金額は14億1,272万6,400円となっています。なお、契約金額の変更に伴う予算措置については、先の3月定例会において、繰越明許費の補正予算を議案として提出させていただき、議決をいただいています。当該請負契約の変更については、本来であれば3月定例会に補正予算とともに議案として提出し、議決をいただかなければなりませんでした。会期中に議案として提出することができませんでしたので、このたび、専決処分の承認議案として提出させていただきました。資料については承認第10号の資料として、先ほどの第9号と同じですが、増工となったのがその他の諸経費で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の500万円となっています。共通仮設費が53万3,600円。現場管理費が433万8,512円。一般管理費が12万7,888円です。その合計が500万円となっています。この500万円に落札率を掛けて、消費税を掛け、増額分が433万800円となっています。この契約の変更については4回目の変更となっています。第1回の本契約については、昨年3月に契約を締結してしまして、契約金額が13億8,240万円の本契約を締結しています。第1回の変更が今年2月で、契約金額が14億839万5,600円で、増額が2,599万5,600円となっています。第2回目の変更が今年2月です。こちらの変更は、工期の延長を3月31日までして、増額分はありません。第3回目の変更は工期を5月19日まで延長し、契約金額が14億1,272万6,400円で、増額分が433万800円となります。第4回については、承認

第13号になりますが、説明はどうでしょうか。

高松秀樹委員長 どちらがいいですか。（「一緒に」と呼ぶ者あり）一緒にやりましょう。

大谷大学推進室長 4回目の変更については今年の5月に変更しまして、契約金額が14億1,185万1,600円で、3回目の変更からマイナス87万4,800円となっています。

高松秀樹委員長 それでは委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 ちょっと一点教えていただきたいんですけども、先ほどの第9号と第10号で、結局今回の増額の内訳は、共通仮設費、また現場管理費、また一般管理費で、内容としては一緒だと私は認識するんですけど、落札率が大きく違うのはなぜ違うのか教えていただけますか。

大谷大学推進室長 入札した結果、落札額がそれぞれ異なって、予定金額と落札額の額がそれぞれが率が違ってまいりますので、落札率がそれぞれの事業ごとに異なっているということです。

吉永美子委員 言われる意味は分かるんですけど、当然金額が、増額が少なければいいというのが感覚としてあるわけですけども、入札率という部分でどうしても率が同じ内容であっても変わってくるというのはどうしようもないというところになるんですね。

大谷大学推進室長 今の制度の中でいくと、落札率を掛けることになっていきますので、この結果になってしまうということです。

山田伸幸委員 専決処分をした日が3月30日ということです。既に繰越明許は何とか3月議会の末までに間に合わされたんですが、これがあと二日

後なんですよ。これはどうだったのか、その精査が間に合わなかったのか、それとも分かっていたけれど、変更契約をする日がここだからどうしてもそうせざるを得なかったのか、その辺はいかがでしょうか。

大谷大学推進室長 仮契約を締結するに当たりましては、保証書の準備が必要ということで、その準備を企業でしていただくわけですが、4日間ぐらい掛かるということで、どうしても日数が会期中には間に合わなかったということです。

奥良秀委員 仮になんですが、A棟、B棟の主体工事が2月28日に終わっていた場合、この今A、B棟機械設備工事ですね、この増額はあったでしょうか。

大谷大学推進室長 工期の延長に伴って、今掛かる増額になりますので、工期内に終われば、当然工期の延長がありませんので、この経費はなかったと考えています。

奥良秀委員 逆を言えば、A棟が遅れたからこういうふうな経費が発生したということよろしいでしょうか。

大谷大学推進室長 結果的にはA棟のほうが工期内に終わらなかったということで、工期が延長になったということで、電気、機械等も同じく工期が延びたことでこういった増額になったと考えております。

高松秀樹委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終結しまして、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、承認第10号山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について承認の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

高松秀樹委員長 全員承認ということで、次の3番目です。承認第11号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 承認第11号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、御説明します。山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）については、平成29年度に完了することとしていましたが、平成29年度内に工事の完了が困難となったことから、工期を平成30年3月31日から平成30年5月19日まで延長することとし、工期の延長に伴い、工期に連動して算定しています共通仮設費等の諸経費が増額となりましたので、当該工事に係る請負契約の一部変更を行ったものです。当該請負契約の変更については、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるべきところですが、工期の設定、金額の精査及び諸手続に時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付けで専決処分を行ったものです。この変更により、変更前の契約金額8億48万5,200円を244万800円増額し、変更後の契約金額は8億292万6,000円となっています。なお、契約金額の変更に伴う予算措置については、先の3月定例会において、繰越明許費の補正予算を議案として提出させていただき、議決をいただいています。当該請負契約の変更については、本来であれば、3月定例会に補正予算とともに議案として提出し、議決をいただかなければなりませんでしたが、会期中に議案として提出することができませんでしたので、このたび、専決処分の承認議案として提出させていただきました。なお、増額分について御説明をさせていただきます。共通仮設費73万3,827円の増額、現場管理費175万892円、一般管理費21万5,281円です。合計で270万円とな

っています。この270万円に落札率を掛けて消費税を掛けたものが、今回の増額分となっています。また、これまでの工事の変更契約の流れですが、まず本契約については、昨年3月に契約を締結しました。当時の契約金額が7億6,680万円です。そして、第1回目の変更を昨年11月にしています。このときに契約金額が7億8,861万6,000円で、増額分が2,181万6,000円となっています。第2回の変更を昨年12月にしています。そのときの契約金額が8億48万5,200円、増額分が1,186万9,200円になります。そして、第3回目の変更が、これは工期を2月28日から3月31日に延ばしたもので、このときの増工は挙げていません。そして、このたび第4回の増工で、金額が8億292万6,000円で、前回の契約金額から244万800円の増額となっています。

高松秀樹委員長　それでは質疑ありますか。

藤岡修美副委員長　3回目の変更で工期の変更だけされて、変更金額がないということは、これはその他の諸経費が挙がってないということなんですか。それと、そのときの工期の変更を踏まえて、2月20日から5月19日までの工期の変更、この分で今出ているこういう金額になったと考えていいんですかね。

大谷大学推進室長　今副委員長のおっしゃられたとおり、このたびの中で含まれているということになります。

奥良秀委員　先ほどと質問が同じような感じになるんですが、A、B棟電気設備工事ですね。A棟の遅れがなければこれはなかったでしょうか。

大谷大学推進室長　電気、機械ともに契約の工期が今年の2月28日となっておりますので、その工期内に完了すれば、特に工期に伴う経費というものは出てこなかったと考えています。

山田伸幸委員 本体ができなければそれに附属するものも工事ができないというのは分かるんですが、そもそもA棟に関わる部分が遅くなって、こういったそれに附属するものにまで影響が出てきたということ。これは何らかの通常ならペナルティを科されるべきですが、今回はペナルティを科さないということで決定されたと考えていいのでしょうか。

大谷大学推進室長 このたびの工期に間に合わなかったことのペナルティの問題ですが、前からの特別委員会でも御説明していますが、平成28年の10月3日に市において、市内のAランク及びBランクの業者を対象に開催しました山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会において、当時の市長が、適正な工期が確保できていないため、工期内に工事が完成しない場合には、その工期の延長を認めるとともに、その工期の延長についてはペナルティを科さないことを市長として約束されましたと、先日の委員会の際に文書をお出ししていると思います。またこのとき、適正な工期が確保できていないということで、これについては受注者の責務というよりは発注者の責務であろうかと考えております。適正な工期を設定するのは、品確法、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第7条においても、発注者の責務ということで、適正な工期を確保するのは発注者の責務と、努めるということで定められています。そして本市の工事約款についても、いわゆるペナルティを請求できるということの定めの中には、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は損害金の支払を受注者に請求することができるというふうに定められております。この説明会での市長の発言の中で、適正な工期を確保できていないということで、このような事態になっておりますが、約款の中でもこれについては受注者の責めに帰すべき事由ではないと考えていますので、ペナルティは科さないということとしております。

山田伸幸委員 大事なことを言われたんですが、適正な工期が確保できないの

であれば適正な工期はいつだったんですか。いつであればよかったんでしょうか。

大谷大学推進室長 私どもこのような事態になったときに、適正な工期がいつだったのかというものでいろいろと書類等を探してみましたが、一応議会に、こういった事業があったときに、最初に御説明したのが15か月の工期で御説明をして、資料等も議会にお出ししています。そのときが平成28年の12月の議会にこういった建築工事に係る議案を提出して、議決後に契約を締結して着工していくということで、12月の末になりますので、翌年の平成29年の1月から着工して、当初は平成30年の3月末で工期を設定して、そこで行くと12足す3で15か月ということになっていましたが、文科省との協議の中で工期末は2月28日じゃないと駄目ですよということがありましたので、平成30年の2月末で工期を設定していましたので、ちょっとこの適正な工期というのがはっきりしたものはありませんが、議会で説明する中では15か月を考えたのではないかと考えています。

山田伸幸委員 15か月を14か月でやるというふうに工期を設定したというふうに考えていいですか。

大谷大学推進室長 この工事の契約については、くい工事のほうについては、12月で議決をいただきまして、着工となっておりますが、本体のA棟、B棟の建築主体のほうについては2月の臨時会で議決をいただきまして、そこからいくと当初12月の議会で議決をしていただくところが、2月の臨時会になりましたので、実際に工期がお尻が決まっておりますので、工期を実際に確保するということは14か月がもう無理で、12か月から12か月半の工期になってしまったということです。その中でも平成30年の4月に薬学部を設置するというので、かなり厳しい工期ではありますが、何とか収まるのではないかとということで、入札等掛けていったと考えております。

山田伸幸委員 では最初から適正な工期ではないというのが分かった上で、建設工事に至ったということであれば、それぞれ建設の率がありましたですよね。何月になれば何パーセントという設定はどこかに無理があったと考えていいのでしょうか。

大谷大学推進室長 進捗率の関係になりますかね。く体のほうについては、議会でも資料として提出させていただいておりますが、A棟、B棟それぞれ進捗率は、11月ぐらいまでは計画どおりで進んでおったということで、後半のほうになっていって、内装に入ってくると、なかなか当初予定したよりは難しかったということで、後半のほうに無理があったのかなと考えております。

高松秀樹委員長 今山田委員が質疑されている点も含めて、委員の皆さんいろいろ疑問点があると思っています。今日は議案審査を中心に行って、後日当時の事情を知っている方をお呼びして、この委員会をやりたいと思っておりますので、そのときに集中的に疑問点を聞いていただきたいと思いますが、いいですか。この承認第11号についてほかの委員の皆さんの質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと。それでは、承認第11号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟電気設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について採決をいたします。承認の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員承認すべきものと決しました。続きまして、承認第12号、山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 承認第12号、山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、御説明します。山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主体工事）については、平成29年度に完了することとしていましたが、平成29年度内に工事の完了が困難となったことから、工期を平成30年3月31日から平成30年11月30日まで延長することとし、工期の延長に伴い、工期に連動して算定しています共通仮設費等の諸経費及び一部仕様の変更により増額となりましたので、当該工事に係る請負契約の一部変更を行ったものです。一部仕様の変更の内容は、設計図面にはあって見積積算資料から漏れていたもの（内装パネル数量の追加）、大学要望によるもの（実験室の追加、観測窓の追加、ねずみ返しの追加）、研究機器の取付けに伴うもの（研究機器の確定に伴う下地の補強）、B棟とC棟の工事の持合いの見直しによるもの、これは渡り廊下の部分でC棟側の接合面の、B棟とC棟の持合いを見直したことによるものです。当該請負契約の変更については、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めべきところではありますが、工期の設定、金額の精査及び諸手続に時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付けで専決処分を行ったものです。この変更により、変更前の契約金額2億4,278万4,000円を4,258万9,800円増額し、変更後の契約金額は2億8,537万3,800円となっております。なお、契約金額の変更に伴う予算措置については、先の3月定例会において、繰越明許費の補正予算を議案として提出させていただき、議決をいただいております。当該請負契約の変更については、本来であれば、3月定例会に補正予算とともに議案として提出し、議決をいただかなければなりませんでした。会期中に議案として提出することができませんでしたので、このたび、専決処分の承認議案として提出させていただきました。それぞれの内訳ですが、承認第12号から説明させていただきます。こちらは設計図面に記載があって、見積参考資料に記載がなかったもの、内装パネルの数量の追加

で、761万9,320円の増額、そして大学要望によるもので実験室の追加、観測窓、ねずみ返しの追加が924万5,120円、そして備品の取付けに伴うもので、下地補強パネル、コンセントボックスの追加で572万320円、B棟、C棟の持合いの見直しによるものでエキスパンションジョイント(伸縮継手)工事の追加が177万6,800円、直接工事費の合計が2,436万1,560円となっています。その他の諸経費は、共通仮設費が178万8,919円、現場管理費が1,089万3,321円、一般管理費が335万6,200円、合計が1,603万8,440円です。これらの経費を足したものに落札率を掛けて、消費税を掛けたものが、このたびの増額分となっています。また、このC棟の契約の変遷ですが、本契約については、昨年5月に契約を締結しまして、工期は今年の2月末となっていました。これが、2億4,278万4,000円で契約を締結しています。第1回目の変更が昨年6月になり、約款の改正に伴うものであり、特に工事の内容等の変更はありませんでした。規約の改正に伴うものでした。そして第2回の変更が今年の2月です。工期の延長に伴う変更で、金額等の変更はありません。そして、第3回目がこのたびの変更で、工期を今年の11月末までで、契約金額が2億8,537万3,800円で、増額分が4,258万9,800円となっています。

高松秀樹委員長 質疑はありますか。

奥良秀委員 大学要望によるものというのはいつ頃お分かりになったんでしょうか。

藤重建築住宅課技師 業者のほうに指示させていただいたのが、2月の21日です。

奥良秀委員 それまでにはこういう話というのは一切なかったんでしょうか。おかしいですね。

藤重建築住宅課技師 前年度の11月、記憶が定かではないのですが、その中で協議しつつ内容を確認して、審査していただいたのが2月21日です。

奥良秀委員 C棟の建築主体工事、最初の工期は平成30年2月28日ですよね。なら1週間前にこういう要望が本来はあったということですよね。そういうことになりますよね。それで工事できるのでしょうか。

大谷大学推進室長 C棟については、空気調和設備の工事で業者さんが決まりませんでしたので、一旦、工事を中止していますので、決まってから工期を確定して行って、今年度の11月末になりましたので、その間で要望等もあったものを実現していったということになります。

奥良秀委員 それでは工期を延ばせば延ばすほど、ずるずると大学のほうから要望というのはまだまだ出てくるということなんではないでしょうか。

大谷大学推進室長 施設を整備するに当たりましては、大学の要望等もお聞きする中で整備は進めていきますが、こちらのほうも必要と、教育研究の活動にそれで整備しないことによって支障が出るということであれば、問題と思いますが、それはよく大学との協議の中で必要かどうかも含めて、事業を実施するかを検討して、必要であれば契約変更も行っていきたいと考えて。ただ、予算等もありますので、全てを認めるということではないと考えております。

奥良秀委員 今予算のことを言われたんですが、これだけどんどん追加で増えていっているのだから、精査しながらというのが本当に精査されているか私もよく分かりませんが、11月末までまだ工期があるんですが、まだ増えますか。

大谷大学推進室長 一応ないものと考えております。

山田伸幸委員　そもそもこの理科大の校舎については、現場の建設責任者が細かく大学の先生の話聞きに行き、要望されるもの全てを盛り込んでいくということで始まったと思うんです。それでもまだなお後から出てくるというのは、本当にそれが必要なのかという精査にまで至っているのかどうなのか、そういったことをやっておられるのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

大谷大学推進室長　建設の際に、建築士のほうで大学の先生と協議する中で、こういった研究室、設備が必要であろうということで準備を進めてまいりましたが、実際認可をいただいて、実際に来られる先生と実際に接触をできたのは、これは文科省との定めであるんですが、認可をいただいた後でなければ実際に赴任される先生との接触はできないとなっていましたので、実際に来られる先生方と協議をする中で、こういった要望等があれば、必要であれば、このたびのように契約の変更と増工していこうということになっているということです。当初はしっかりと詰めたつもりではありましたが、実際に来られる先生方等の要望等聞く中で、こういったことが必要になったということです。

吉永美子委員　実験室の追加というのはどういうことでしょうか、内容を教えてください。

藤重建築住宅課技師　設計当初は防音ユニット、ねずみの行動を実験する部屋が一室でしたが、大学の要望で二室、先生の実験体系が違うということで、二室欲しいと要望がありました。

吉永美子委員　要は設計図を見れば分かる内容ですよ。こういう設計図は大学には図書を見せていないんですか。そしたらそのときでこれじゃ足りませんという話になりませんか。設計図では分からない内容とか、この前あれがありましたよね、防災関係のを増やしますとか、ああ

いうのだったら分かるんですけど、設計図で分かる部分について大学にお示しをして、これでどうでしょうかということは全くしていないんですか、これまで。

大谷大学推進室長 設計図等もお見せする中で、協議等はしておりますが、実際に来られる先生方とその研究する中で、今まで一室だったのが、研究のやり方が違うということで一室を二つに区切って使うというふうにしたということです。もう1ユニット増設したということです。研究の内容が同じような内容じゃなかったということです。

吉永美子委員 ここはやはり東京理科大学というところで、これまでの実績があるわけじゃないですか、東京では。ということはやはり設計図見られて、今までやってきたのとここが違うよねとかいう詰めはできなかったんですか、これまで。

大谷大学推進室長 実際に赴任されてこられる教授の皆様方というのがいろんな大学から来られますので、その中でカリキュラムなりを組むときに、実際にはこういう研究をするということで、実際に来られる先生方と協議する中で、やはりちょっと同じでは研究がうまくいかないということで、ユニットを一つ増やすということになっております。

吉永美子委員 そうすると今回工期が延びたから今の時点で間に合ってますけど、工期が延びなかったら、もっと早くにやっていたということですか。そのタイミングというか、そこはちゃんと踏まえてできていたということですか。延びたことによって、今追加もできるわけでしょ。延びていなかったらそんなことできない状況じゃないですか。その聞かれることのタイミングですよ。そこは出来上がるときに実験室追加してくださいと言われても、もうできますから無理ですとなっていたわけでしょ。そこってすごくおかしくないですかね。いかがですか。

大谷大学推進室長 御指摘のとおり当初予定どおりの工期であれば、既に2月28日に完成となっていますので、実際はこの時期であれば間に合わない、追加の工事は間に合わないということになったろうかと思います。ただ、実際に協議をする中で、工期が延びる中で、可能になったと考えていますが、工期どおりであれば当然それが反映できなかったであろうと考えています。

藤岡修美副委員長 その他諸経費が1,600万円程度増えておりますけども、これは工事の増工によるものが多いのか、それとも工期の延伸によるものが多いのか。ちょっと内訳が分かればお願いします。

藤重建築住宅課技師 その他の諸経費に関し、C棟に関しては直接工事費及び工期延長による増額です。

藤岡修美副委員長 割合としてアバウトでいいんですけど、どちらが大きいのですか。

藤重建築住宅課技師 正確な数字が出てないので今お答えしかねます。

高松秀樹委員長 今副委員長が言われたとこなんですけど、僕も素人で分からないのですが、例えば議案第9号は5月19日納期で1,600万円じゃないですか。こっちは11月30日納期で1,600万円になっているじゃないですか。素人目から見て工期こんなに違うのに値段一緒なの。つまりA棟のほうが高いのか、このC棟のほうが安いのか、単純に思ってしまうんですけどその辺を説明していただければと思います。

藤重建築住宅課技師 諸経費に関しては、直接工事費の額も関係してきますので、A棟の場合はもともとの直接工事費が多いので工期が1か月延びてもこれだけ増える。C棟に関しては、工期が延びても同じぐらいの金額になってくるということです。

高松秀樹委員長 ほか質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わ
りまして、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしという
ことで、承認第12号、山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主
体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について承認に賛成の方
の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員承認すべきものと決しました。続きまして、承認第13
号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）請負契
約の一部変更に関する専決処分について、執行部から説明をお願いします。

大谷大学推進室長 承認第13号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B
棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について御説明
します。山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）に
ついては、平成29年度に完了することとしておりましたが、平成29
年度内に工事の完了が困難となったことから、工期を平成30年3月
31日から平成30年5月19日まで延長することとし、工期の延長に
伴い、工期に連動して算定しています共通仮設費等の諸経費が増額とな
りましたので、当該工事に係る請負契約の一部変更を平成30年3月
30日付けで専決処分を行い、このたび、承認第10号として提出させ
ていただいた請負契約について、資材等の数量の精算及びA棟に設置す
る実験排気装置の風量調整に関する総合調整業務の実施について業者及
び大学と調整した結果、契約金額が減額となりましたので、当該工事に
係る請負契約の一部変更を行ったものです。A棟に設置する実験排気装
置の風量調整に関する総合調整業務については、4月に入ってからA棟
の工事の進捗状況を勘案する中、実験排気装置等の研究機器類の搬入、
設置のスケジュールについて業者及び大学と調整を行った結果、6月中

旬頃に当該業務が実施できる見込みとなり、5月19日までの工期内での実施を行わないこととなりましたので、当該業務を契約の項目から削除し、実施する際に、別途契約を締結することとしています。当該業務は、B棟の実績から約2週間程度の工期を予定しています。当該請負契約の変更については、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めべきところですが、平成30年5月19日の工期が迫る中、金額の精査及び諸手続に時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年5月15日付けで専決処分を行ったものであります。この変更により、変更前の契約金額14億1,272万6,400円を87万4,800円減額し、変更後の契約金額は14億1,185万1,600円となっています。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 この議案だけ5月15日付けになっているんですが、5月15日になった理由について説明してください。

大谷大学推進室長 資材等の数量の精査等が5月の11日まで掛かりまして、それから業務等の起工となりまして、仮契約を結ぶのが5月14日まで掛かったということで、5月15日付けの専決処分となっています。

高松秀樹委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それではないということで質疑を終結いたしまして、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで採決に入ります。承認第13号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

高松秀樹委員長 全員賛成で承認ということに決しました。次は報告事項なんですが10分間休憩します。10分後に再開します。

午後2時17分 休憩

午後2時27分 再開

高松秀樹委員長 では、委員会を再開します。本日は、監理室から報告があるということで、お願いしたいと思います。

柴田監理室長 市議会より、株式会社あい設計にペナルティを科した場合、委員会に報告するように要請がありましたので、報告させていただきます。山口東京理科大学の薬学部増築工事の発注がほぼ完了したことを受けて、平成30年3月30日付けで設計成果品の不備について、株式会社あい設計より大学推進室へ説明文書の提出がありました。それを受けて、平成30年4月10日付けで、大学推進室より監理室に、配布資料1ページの指名停止事案の発生報告がありました。事案の概要を読ませていただきます。設計成果品に記載のあるC棟の空気調和設備の見積額を違算したことにより、適正な業者選定が行えず、入札不調が続き業者の決定が遅れ、平成30年2月末の工期までに工事が完了できなかった。また、工期までに完成しなかったことにより、代替施設での対応をしなければならぬ事態となり、想定していなかった経費が発生することとなった。さらに、設計図書にありながら見積積算資料に反映されていない項目や数量があることも発覚しており、いずれも設計成果品の信頼性を損なうものであり、円滑な工事の進捗を妨げることとなった。これが事案の概要になっています。このたびの株式会社あい設計の設計図書の不備について、大きく二つあります。一つは、C棟空気調和設備の見積額約2億円を一桁間違えて約2,000万円として積算したことです。二つ目は、

A, B棟の電気工事で、メインケーブルを図面には表示していたものの、仕様書に漏れていたことです。この事案発生報告を受けて、平成30年5月9日に、指名停止を審査する「建設工事等指名競争入札参加者資格審査会」を開催しました。その間、監理室では他市の事案調査や山口県に相談等を行っていました。参加者審査会は、副市長を委員長として関係部課長12名で構成しています。参加者審査会での協議内容ですが、一つ目の見積書の一桁間違いについては、一桁間違えた金額で入札を行った結果、平成29年4月11日に市内の管工事業者の9社全社が辞退しました。そこで、業者を入れ替えて市外業者9社を指名し、5月16日に入札を行いました。その後、見積書の間違いが判明しました。結局、C棟の工事が落札できたのは、平成30年2月8日となり、完成工期は、当初の平成30年2月28日から9か月遅れの平成30年11月30日となりました。違算内容は、単純な過失による転記ミスですが、C棟空気調和設備工事の請負業者の決定が大幅に遅れるという重大な結果を生じさせたことは、指名停止措置に値すると思われました。なお、市側にもある程度の責任はあるものの、動物空調という市として携わった者がいない特殊な工事であったために、一桁という大きな間違いに気付かなかったものと考えます。二つ目のメインケーブルの仕様書漏れですが、これについては、平成29年10月の臨時議会において変更の承認をいただき、工事を実施しています。増額費用については、もともと必要だったものであり、この違算に伴い実質的な費用の増額及び工期の延伸はなかったものと考えます。なお、メインケーブルを漏らしてしまうという大きな違算であったものの、市側も図面と仕様書を一緒に受け取っていたことを考えますと、市側にも責任があったものと考えます。以上によりまして、参加者審査会において、株式会社あい設計を配布資料2ページのとおり、平成30年5月17日付けで1か月の指名停止措置と決めました。また、一連の違算は、薬学部開学までの全体工期が短かったために、株式会社あい設計に設計成果品の提出を急がせ、満足な検算をしないまま発注したことにも大きな原因があると考えられます。指名停止期間の1か月については、配布資料3ペー

ジの別表1 措置基準の2の「過失による粗雑工事」に該当します。工事と業務を一緒にしていますので、工事を業務と読み替えて、「過失による粗雑業務」と考えてください。「市業務の施工に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき」指名停止期間は、1か月以上6か月以内となっております。本市においても、他市においてもそうですが、その業者を初めて指名停止にする場合は、最短の1か月を選択しております。指名停止措置については、あい設計に通知し、庁内関係部署に通知し、併せて、市の閲覧コーナーに公表しています。以上です。

高松秀樹委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑はありますか。

山田伸幸委員 これは業者のほうの反論というのはあるんですか。

柴田監理室長 今のところ、こちらのほうで受け付けていません。

中村博行委員 このような形で指名停止になるというケースは、過去にどのぐらいあったんですか。

柴田監理室長 物品等では今まで経験がありますが、建設系の業務委託では、私が知っている限りでは初めてではないかと思えます。

吉永美子委員 指名停止等措置要綱ということなんですけども、この要綱を作るに当たり、国における参考にする法律などはあるんでしょうか。

柴田監理室長 山口県の要綱を参考に作らせていただいています。

吉永美子委員 ということは、国は特になんていうことですね。いずれにしても、県のやり方なんですけど、これは全国レベルの中でよそも大体これぐらいということで、同じような感じになっているのでしょうか。先ほど御説明があった中で、市側にも責任があるというのはよく分かります。

ただ、やっぱりこの会社によって大きく工期が遅れたということで大きな損害が出たと思うんです。そういう意味では、他市も初めて指名停止のときは1か月と言われましたけれども、決して長くないというか短いなどというのが実感だったもんですから、その辺について確認させていただけたらと思います。

柴田監理室長 本市においても他市においても、最短を1回目は選択しています。県内の事案を調査した結果、二つの事案を調べました。一点目が安全施設を怠って死亡事故を起こして、簡易裁判所に労働安全衛生法違反の判決を受けたという事案であっても、最短の1か月を選択しています。ほかの市で、業務委託の問題で、土地評価額を違算し、間違った賦課、徴収を行ってしまい後日返金や追加徴収をするという直接市民に迷惑を掛けた事案でも、最短の1か月を選択しているということで、うちのほうもこういうほかの県内の事案を考えたときに、今回は初めての事案でありますので、1か月ということで決めています。以上です。

高松秀樹委員長 ちょっと気になったのが、先ほど柴田室長も言っていた、市のほうにも責任があるというところなんですけれども、例の空調設備の件は、2億を2,000万円だったですよ。一般的に何で市が気が付かんのかなと思って。あのとき、松永室長の答弁は非常に、議会に対して要は間違っていないみたいな雰囲気です。執行部は説明していないですよ。当初2,000万円程度で出していて、最初分からなかったはずなんです。ある時期に分かりましたよね、JVに組み換えたんで。そのとき一切説明していないんですよ、実は。議案として出たときも、我々が、もともと空調なのに一部を給排水衛生で出しています。その時点でもう分かっていたはずなんです。そういうことを議会側にもきちんと説明してほしいし、今回監理室の話でこうやって来られたんで、2億円が2,000万円でしょ。僕は専門家じゃないから分かりませんが、普通分かるんじゃない。2億円が1億8,000万円では分からんかもしれんけど、桁が一個違うじゃないですか。設計図書見

たら分かるんじゃないのかなと単純に思ったんです。つまり、役所のチェックミスというのが非常に大きいんじゃないのかなと。それは人員、体制の問題かもしれませんが、その辺は監理室としてはどんな感じでお考えなのかなと思って。

柴田監理室長 建物によって建築主体工事の金額とそれに対する電気、空調の金額の割合が変わってきます。今回の簡単な倉庫であると、建屋に対して電気とか空調とかは安いです。今回の動物空調の場合ですと、建屋が2億として、それに付随する機械設備がどのぐらいになるだろうかというのが、余り想像できなかつたと思うんです。その中で動物空調2,000万円と給排水約2,000万円を足して4,000万円で発注したということで、中身がちょっと。動物空調に対して、市側としても目安を研究して、どのぐらい掛かるということを事前に把握しておかなければならなかつたろうと思いますけど、そういう形で初めての構造物であつたもので、その辺がちょっと分からなかつたんじゃないかと思います。

高松秀樹委員長 今後、株式会社あい設計に対して損害賠償を視野に入れていくのか。

大谷大学推進室長 このような指名停止の案件になりまして、実際にC棟が工期内に完成しなかつたということで、動物実験をする、マウスとかラットとかの飼育する施設が完成しなかつたということで、どこかに委託をせざるを得ないということで、県外の施設と委託契約を結んでそこで飼育していただくという対応を取っていますので、その辺ができておればそういった経費は必要なかつたということと考えられますので、工期が延びることによって諸経費等も掛かってくるということですので、その辺はまだ工事中というか現在進行中ですので、損害金のほうについては、これから検討していきたいと考えています。

高松秀樹委員長 検討をしていくということね。また報告をしてください。

奥良秀委員 株式会社あい設計の指名停止で、最終的に株式会社あい設計が犯した損害金額というのは明らかにされるということですか。

大谷大学推進室長 どういったものができなかったことによって必要となってきたかという経費を精査して、業者の責任にあるもの、また市側も多少責任があるだろうということがありますので、10対ゼロになるのか何対何になるのか分かりませんが、総額を出した上でどうするかを検討していきたいと考えています。

高松秀樹委員長 ほかになければ、この件については終わりとします。お疲れ様でした。委員会はこのまま継続しますが、執行部の皆さんは退席をされて結構です。

(執行部退室)

高松秀樹委員長 5月臨時会の議案審査はこれで終わりました。今後のこの委員会のスケジュールを決めておきたいんですが、A棟、B棟について現地を見てみたいと思っています。そしてその上で、先ほど山田委員も質疑されました件、工事遅延についても問題、ペナルティうんぬんの問題、前市長そして前担当者の発言についての問題、業者からの質問の答えを公表していいかどうか執行部の手元に届いているという話です。そういうのを含めて特別委員会を開催したいと思っています。前回の委員会の際に、大田前担当者と呼んだらどうかという話もありました。それに付け加えてそうであれば平田さん、そして白井前市長という話がありました。全て参考人招致という話になると思いますが、皆さんを呼ぶことについて御意見があればお聞きしたいと思っています。

山田伸幸委員 意見としてはその3名は是非来ていただきたいと思っていますが、例の大田前室長が提出された文書に附属されていたという白井前市

長の文書ですね。これはもう開示されるのではなかったんですか。

高松秀樹委員長 次の委員会に。本日は議案審査のみと考えていましたので、次の委員会の際には提出していただこうと思っています。皆さん異議なければ。1名ずつ議決を取る必要がありますので。まず、白井博文前市長をこの委員会に参考人招致することに対して、異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なし。次は、大田前大学推進室長をこの委員会に参考人として呼びすることに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい。次に、大学推進室の平田さんを参考人招致することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい。3人ともなしということなので、手続を進めたいと思っています。委員会を開催する日程については、調整をさせていただきたいと思います。調整後、皆さんにお知らせをしようと思っていますので、その際は是非よろしくお願いします。ほか、皆さんありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で山口東京理科大学調査特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 7 分 散会

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）5 月 2 2 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹